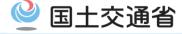
住宅・建築物の耐震改修の支援策 (令和7年度)



◇住宅・建築物安全ストック形成事業 <社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の基幹事業(令和7年度予算)>

※地方公共団体の補助制度については、住宅・建築物がある地方公共団体にお問い合わせください。

住 宅

〇耐震診断

・民間実施:国と地方で2/3・地方公共団体実施:国1/2

○補強設計等

・民間実施:国と地方で2/3・地方公共団体実施:国1/2

○耐震改修、建替え又は除却

建物の種類	交付率
マンション	国と地方で1/3
その他	国と地方で23%

パッケージ支援(補強設計等+耐震改修又は建替え)

耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)
密集市街地等 (防火改修含む)	175万円
多雪区域	140万円
その他	115万円

建築物

○耐震診断、補強設計等

・民間実施:国と地方で2/3 ・地方公共団体実施:国1/3

○耐震改修、建替え又は除却

建物の種類	交付率
避難所等の防災拠点	公共建築物:国1/3 民間建築物:国と地方で2/3
多数の者が利用する 建築物 (1,000㎡以上の 百貨店等)	公共建築物:国11.5% 民間建築物:国と地方で23%

◇住宅・建築物防災力緊急促進事業(建築物耐震対策緊急促進事業) <令和7年度予算:国費110億円>

○改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物等の耐震化に対し、重点的・緊急的に支援(令和7年度末まで)

・ 要緊急安全確認大規模建築物(ホテル・旅館、デパート等) : 補強設計1/2、耐震改修1/3

· 要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物、防災拠点建築物) : 耐震診断 1 / 2、補強設計 1 / 2、耐震改修 2 / 5

・ 緊急輸送道路沿道建築物等 : 耐震診断1/3、補強設計、1/3、耐震改修1/3

◇耐震改修促進税制(住宅・建築物)

住 宅

○所得税(R7.12まで)

耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%等を所得税から控除

○固定資産税(R8.3まで)

固定資産税額(120㎡相当部分まで)を1年間1/2に減額(特に重要な 避難路沿道にある耐震診断義務付け対象の住宅は、2年間1/2減額)

強資)

◇住宅金融支援機構による融資制度(リフォーム融資)

※金利は毎月見直します。最新の金利は住宅金融支援機構のHPをご確認ください。

※このほか、マンション管理組合向けの「マンション共用部分リフォーム融資」もあります。

個人向け

○融資限度額:1,500万円(住宅部分の工事費が上限)

○金利: 償還期間10年以内1.30%、11年~20年以内1.67%(R7.4.1現在)

建築物(耐震診断義務付け対象)

耐震診断の結果報告を行った者が、政府の補助を受けて、H26.4.1~R8.3.31の間に耐震改修を行った場合、固定資産税額を 2年間1/2に減額

◇【リ・バース60】による融資・利子補給制度

※住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が提供。取扱金融機関によって詳細は異なります。 ※地方公共団体の補助制度を併用する必要があります。

高齢者向け

○融資限度額:1,000万円(工事費や担保評価額に応じた上限あり)

○金利:70歳以上で申し込む場合無利子化(60歳代で申込む場合も金利低減措置あり)

○返済方法:利用者の死亡時に物件売却等で返済